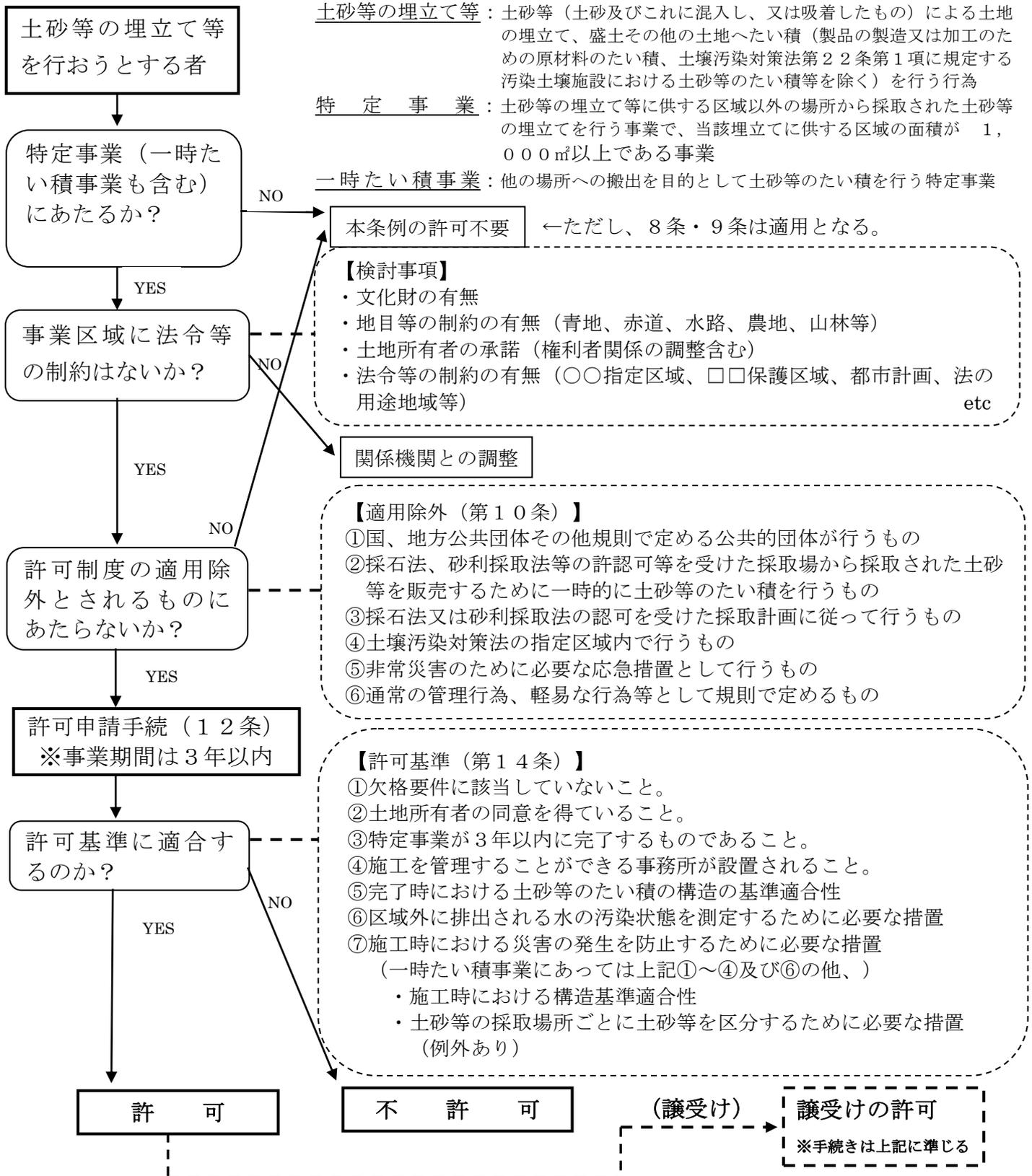


# I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

## 1 許可を受けるまでの流れ



## 2 特定事業施工時の義務

### 【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（第17条） → 採取場所ごと、かつ5,000m<sup>3</sup>ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成（第18条第1項） → 土砂等の運搬手段及び一日当たりの搬入量等を記載
- ③土砂等の量の報告（第18条第2項） → 6か月（一時たい積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ④水質検査等の実施及び結果報告（第19条第1項・第3項） → 6か月（一時たい積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ⑤周辺住民への周知（第20条） → 周辺住民に対する周知内容について、周知した際の資料を添付して報告
- ⑥関係書類の縦覧（第21条）
- ⑦標識の掲示等（第22条）
- ⑧土砂等の搬入車両への表示（第23条）

### 【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（第16条2項・第4項） → 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②事業の廃止及び休止（2か月以上）の届出（第25条第2項）
- ③譲受け許可申請（第26条） → 申請者の氏名及び住所、譲受け相手方の氏名及び住所等
- ④相続の届出（第27条） → 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

## 3 特定事業の終了

